

石環第357号
平成30年1月19日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 亀山



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
(回答)

平成29年12月22日付け環対第330号で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出します。

担当：生活環境部環境課環境保全G
阿部 (内線 3369)



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

(環境保全に関すること)

法令等	内容	担当部署
1 悪臭防止法に関すること	<p>・燃料の保管について、木質ペレットについては燃料バンカまたは屋内式倉庫に保管し、パーム椰子殻及び木質チップについては、屋内または屋外に保管する計画とある。燃料そのものが発する臭いが飛散し、苦情が発生する可能性がある。特に屋外に保管する場合は、臭いが飛散しやすいことから、燃料そのものが発する臭いについても考慮すること。</p> <p>・住民からの悪臭についての苦情申し立てが特に多いのは、夏季であり、窓などを開けて生活している状況が考えられる。夏季の南東風等により、住宅地へ悪臭が飛散することが考えられることから、事業所から北西方面の上釜地区、下釜地区への影響について配慮すること。</p>	生活環境部 環境課

(その他)

法令等	内容	担当部署
1 建築基準法に関する事	・建築基準法第6条に基づき、建築確認申請が必要ですので、相談願います。	建設部 建築指導課
2 都市計画法に関する事	・都市計画法の開発許可申請の要否について、この環境影響評価方法書では判断ができませんので、相談願います。	建設部 建築指導課